主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人三宅岩之助の上告理由について。

原判決の所論事実認定は、拳示の証拠関係から首育できないものではなく、右事 実関係のもとにおいては、被上告人を本件無記名定期預金の債権者であるとした原 審の判断は、正当として是認すべきである。論旨は、ひつきよう、原審が適法にし た事実認定と相容れない事実を主張して原判示を非難するに帰し、いずれも、採用 しえない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

| 裁判長裁判官 | 奥 | 野 | 健 | _ |
|--------|---|---|-----|---|
| 裁判官 | 山 | 田 | 作之 | 助 |
| 裁判官 | 草 | 鹿 | 浅 之 | 介 |
| 裁判官 | 城 | 戸 | 芳 | 彦 |
| 裁判官 | 石 | 田 | 和 | 外 |